

# 「給与所得者異動届出書」の記入のしかた

退職・転勤などにより市民税・県民税の給与所得等に係る特別徴収をすることができなくなったときは、異動のあった月の翌月10日までに「給与所得者異動届出書」に必要事項を記入のうえ、米子市市民税課へ提出してください。

なお、給与支払報告書で特別徴収可能とした人が1月～5月の間(特別徴収開始前)に異動したときにも、必ず提出してください。

給与からすでに徴収した税額の合計を記入してください。 年税額から徴収済額を差し引いた額を記入してください。

給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書  
特別徴収

		年度		1. 現年度	2. 新年度	3. 两年度
令和 年 月 日 提出		所在地 〒	フリガナ	特別徴収義務者 指 定 番 号	法人番号	
米子市長 殿		フリガナ	氏名又は名称	担 当 者	所属 氏 名	
〔特別徴収者 給与支払者〕		個人番号 又は法人番号	個人番号の記載に当たっては 左記を記載とし右斜めで記載	担 当 者 先 電 話	内線 ( )	
給 与 所 得 者	フリガナ	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由
	氏 名	円	円	円	年 月 日	異動後の未徴収 税額の徴収方法
	生年月日				年 月 日	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
	個人番号				月 日	
	受給者番号				月 日	
1月1日現在の住所						
異動後の住所						
1. 特別徴収継続の場合		特別徴収義務者 指 定 番 号	(新規) 法人番号	新しい勤務先へは、月額額 _____ 円を _____ 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。		
新しい勤務先において「特別徴収の継続」を希望される場合には記入してください。		所在地 〒	担 当 者	受給者番号		
特別徴収勤務先者		フリガナ	所 属 氏 名	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)		
		氏名又は名称	担 当 者 連 絡 先	内線 ( )		
			所 属 氏 名 電 話	1. 必要 2. 不要 右から 番号を 記入		
2. 一括徴収の場合		理由	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 _____ 月分(翌月10日納入期限分) で納入します。	
		1. 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	月 日	円		
		2. 異動が令和7年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため				
3. 普通徴収の場合		理由	※米子市 市 記 入 欄			
		1. 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出がないため	宛 名 番 号	年 度	異 動 事 由	
		2. 令和7年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため	カ ナ 氏 名	変 更 後 指 定 番 号	期 割	清 始
		3. 死亡による退職であるため				

法人の場合は法人番号、  
個人事業主の場合は個人  
番号(右語)を記入してく  
ださい。

未徴収の税額につい  
て該当する番号を記入  
してください。

- 1 異動後、新しい勤務先で特別徴収される場合
- 2 最後の給与又は退職金から未徴収税額を徴収する場合
- 3 未徴収税額を納税義務者本人が直接納付する場合

給与所得者の個人番号を記入してください。

新しい勤務先において「特別徴収の継続」を希望される場合には記入してください。

◎1月1日から4月30日  
までの退職者に未徴収  
税額がある場合には  
必ず一括徴収してくだ  
さい。